和歌山下津港港湾脱炭素化推進協議会規約

（設置）

第１条 港湾法（昭和２５年法律第２１８号。以下「法」という。）第５０条の３第１項の規定に基づき、和歌山下津港港湾脱炭素化推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（目的）

第２条 本協議会は、和歌山下津港において、法第５０条の２に規定される、官民の連携による脱炭素化の促進に資する港湾の効果的な利用の推進を図るための計画（以下「港湾脱炭素化推進計画」という。）の作成及び実施に関し必要な協議を行うことを目的とする。

（所掌事務）

第３条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

（１）港湾脱炭素化推進計画の作成及び変更に関すること

（２）港湾脱炭素化推進計画に基づき実施される事業に関すること

（３）港湾脱炭素化推進計画の達成状況の評価に関すること

（４）その他目的達成に必要な事項

（組織）

第４条 協議会は、法第５０条の３第２項の規定に基づき、別表に掲げる構成員によって構成するものとする。

２　協議会には会長を置き、和歌山県県土整備部港湾空港局長をもって充てる。

３　会長は、協議会を代表し、会務を統括する。

４　会長がやむを得ずその職務を遂行できない場合は、会長が指名する者が職務を代行する。

５　会長が必要と認めた場合、構成員等を追加できるとともに、協議会に構成員等以外の者の出席を求めることができる。

（会議）

第５条 協議会は、必要に応じて会長が構成員を招集する。

２　事務局は、協議会において協議を行うときは、構成員に協議を行う事項を通知しなければならない。

３　構成員は、協議の通知を受けたとき、正当な理由がある場合を除き、当該通知に係る事項の協議に応じなければならない。

４　協議会は、構成員の総数の過半数の出席がなければ、開くことができない。

５　協議会の議事は、出席した構成員の総数の過半数で決し、可否同数の場合は会長の決するところによる。

６　構成員は、ウェブ会議システムその他の情報通信技術を利用して会議に出席することができる。この場合において、当該構成員は会議に出席したものとみなす。

７　事務局が必要と認める場合は、書面により会議を開催することができる。

８　協議会が必要と認めたときは、構成員等以外の者に対し、資料の提供、意見の表明、その他の必要な協力を求めることができる。

９　協議会において協議が調った事項については、構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

（情報公開）

第６条 協議会は、構成員等の自由な意見交換を担保する観点等から、原則として非公開とする。

２　議事次第以外の配付資料は内容により非公開とする場合があり、その判断は、資料作成者と事務局が協議のうえ、事務局が行う。

３　議事は、協議会終了後に発言者が特定されない形で、概要のみ公開する。

（秘密保持）

第７条 構成員等及び第５条第８項の規定に基づき協力等を求められた者は、協議会において知り得た情報（前条の規定により公開された議事次第、配付資料及び議事概要を除く。）を外部に漏らし、又は無断で使用してはならない。

（部会）

第８条 協議会は、特定の事項を協議するため、部会を置くことができる。

２　部会は、会長が指名する構成員等を招集して開催する。

３　第５条から前条までの規定は、部会について準用する。

（事務局）

第９条 協議会の事務を処理するため、事務局を和歌山県県土整備部港湾空港局に置く。

（その他）

第１０条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関する必要な事項は、事務局が協議会に諮って定める。

（附則）

この規約は、令和８年１１月５日から施行する。

別表

和歌山下津港港湾脱炭素化推進協議会　構成員名簿

民間事業者	浅川組運輸株式会社
	エア・ウォーター株式会社
	ENEOS 株式会社
	ENEOS 和歌山石油精製株式会社
	花王株式会社
	株式会社新栄組
	大王海運株式会社
	日鉄物流株式会社
	日本製鉄株式会社
	日本通運株式会社
	南海フェリー株式会社
関係団体	和歌山県倉庫協会
	公益社団法人和歌山県トラック協会
	和歌山港運協会
関係行政機関	国土交通省　近畿地方整備局　港湾空港部
	国土交通省　近畿地方整備局　和歌山港湾事務所
	和歌山市　市民環境局　環境部　脱炭素社会推進課
	和歌山市　市民環境局　環境部　青岸清掃センター
	海南市　くらし部　環境課
	有田市　市民部　生活環境課
	和歌山県　環境生活部　環境政策局　脱炭素政策課
港湾管理者	和歌山県　県土整備部　港湾空港局　和歌山下津港湾事務所
	和歌山県　県土整備部　港湾空港局［事務局］